

令和6年11月29日

健保ニュース

日本金属健康保険組合

「マイナ保険証を基本とする仕組み」がスタートします

令和6年12月2日より、「マイナ保険証を基本とする仕組み」がスタートします。

新たな仕組みでは、保険証の新規発行が停止されます。12月以降、「新たに資格取得される方（定年後再雇用、他事業所への異動、扶養家族の追加など）」、「氏名が変わる方（婚姻など）」、「紛失・き損した方」に対し、保険証の発行はできなくなりますので、該当される方は、できる限り「マイナ保険証の利用」をお願いします。なお、何かしらの事情でマイナ保険証が利用できない方についてのみ、代替措置として「資格確認書」を発行します。

一方、従来の（発行済）保険証をお持ちの方は、最長1年間(令和7年12月1日まで)引き続き使用できますが、あくまでも経過措置に過ぎませんので、できるだけ速やかにマイナ保険証への切り替えにご協力ください。（補足：従来の（発行済）保険証をお持ちの方には、経過措置期間中「資格確認書」の発行はできません。）

皆さまが良質で効率的な医療を受けられるよう、「マイナ保険証の積極的な利用」にご協力をお願いいたします。

<ご参考>

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用方法

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html